

化審法第3条第1項第6号に係る高分子化合物事前確認申出書の  
作成・提出等について

平成22年3月25日  
平成23年3月31日改訂  
平成27年4月22日改訂  
平成30年3月30日改訂  
平成30年10月26日改訂  
平成31年1月10日改訂  
令和元年9月30日改訂  
令和3年1月12日改訂  
令和5年3月31日改訂  
令和5年12月28日改訂  
令和6年9月4日改訂

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

## 目 次

1. はじめに .....	2
2. 提出書類等について .....	2
3. 申出書案の事前チェック及び問い合わせ等の連絡方法について .....	2
4. 提出方法について .....	3
5. 受付期間について .....	3
6. 申出書作成の留意事項 .....	3
7. 申出書記載例 .....	7
8. 軽微修正承諾書記載例 .....	13
(参考 1) 懸念官能基について .....	14
(参考 2) F A Q .....	15
(参考 3) 「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」の解釈について .....	16
別表：用途分類	

## 1. はじめに

本資料は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第6号の規定による確認（高分子化合物事前確認）を受けるための申出手続、具体的には、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号）（以下「省令」という。）第7条第1号で規定された申出書の作成方法及び提出方法等について解説したものです。

申出にあたって必要となる試験の方法及び確認の基準については、「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」（平成21年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号）<sup>1</sup>をご覧ください。

なお、本資料で示す記載例は、あくまで提出書類を作成する際の要領を例示したものであり、例示した化学物質の試験結果を示したものではありませんのでご留意願います。

## 2. 提出書類等について

提出書類等及び必要部数は以下のとおりです。

提出書類等	必要部数	注意事項
省令第7条第1号に規定されている申出書（様式第10）	3部	申出書別紙も3部提出してください。
確認通知書を送付する際の返信用封筒	1枚	日本産業規格A4判の用紙を折らずに入れることのできる大きさとし、宛先には、申出者の住所・郵便番号、事業者名、担当部署名・係名を記入し、レターパックプラス（赤色、額面600円）又は簡易書留相当分以上（490円以上、郵送種別を朱書きにて明記）の金額の切手を貼付してください。 同時に複数の申出をされる場合も、返信用封筒は1枚のみで構いませんが、重量に応じた郵便料金をご確認下さい。

※記載内容の軽微な修正を当局が行うことを認める場合は、併せて軽微修正承諾書3部（記載例は8.を参照）もご提出ください。

※レターパックライト（青色）は受け取り確認ができませんので、ご遠慮ください。

※返信用封筒の郵送料金（切手）の不足が発生しないようご注意下さい。

## 3. 申出書案の事前チェック及び問い合わせ等の連絡方法について

申出書類等を提出する前に、以下の電子メールアドレスに次の情報を記載及び添付して送付し、申出書案等の事前チェックを受けて下さい。申出に関する質問や修正依頼等の連絡時にも、当該電子メールアドレスを使用します。

### 【記載事項】

- ①申出化学物質名称
- ②申出者名
- ③担当者名
- ④担当者電子メールアドレス
- ⑤担当者電話番号

### 【添付資料】

申出書案及び申出書別紙の電子ファイル（※必ずパスワードを設定してください。）

<sup>1</sup> 当該告示は、平成30年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号及び令和元年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号にて一部改正されています。

電子メールアドレス : [bzl-kashinhou-plc@meti.go.jp](mailto:bzl-kashinhou-plc@meti.go.jp)

#### 4. 提出方法について

3. の申出書案の事前チェック終了後に 2. に記載の提出書類等をまとめて以下の提出先に郵送してください。

##### 【提出先】

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質安全室 審査班  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
TEL 03-3501-0605

#### 5. 受付期間について

随時受け付けます。

#### 6. 申出書作成の留意事項

申出書等の作成に当たり、注意すべき事項について以下に記しますので、参考としてください。これ以外の点についても、申出書等の記入に誤り又は記入漏れがないか、再度ご確認下さい。なお、申出書等の誤記入は、軽微修正承諾書を提出される場合修正させていただきますが、軽微修正承諾書の提出がない場合には修正ができないため再提出していただくこととなり、確認を受けるまでに時間を要することとなります。

##### 申出書全般

- 申出書は省令で定められた様式第10により作成してください。
- 申出書及び申出書別紙の作成にあたっては、65ページからの記載例を参考にしてください。
- 申出書の上部に捨印はしないでください。
- 日付は元号で記載してください。
- 申出者は代表権のある者を記載してください。
- 全体を通してページ番号を記載してください。

##### 1. 新規化学物質の名称

- 商品名や略称等でも構いませんが、製造・輸入された物質が、確認を受けた物質であると識別できる名称にしてください。

##### 2. 新規化学物質の構造式（不明の場合はその製法の概略）

- 記載欄に収まらない場合は別添としてください。
- 単量体の単位を括弧でくくり、「a、b、c・・・」等の記号を記載してください。
- 官能基の名称などを略号表記しないようにしてください。(Me、Et、Bu、Ph、Ac等は不可)
- 構造式が不明な場合はその製法の概略を記載するとともに推定構造も記載し、懸念官能基等の有無が確認できるように記載してください。

### 3. 新規化学物質の数平均分子量

- ・ 工業製品の誤差を考慮し、範囲で記載してください。
- ・ 重量平均分子量と矛盾がないようにしてください。
- ・ 溶媒に不溶で分子量測定が不可能な場合は、その旨と合わせて設計分子量を記載してください。

### 4. 新規化学物質の重量平均分子量

- ・ 工業製品の誤差を考慮し、範囲で記載してください。
- ・ 数平均分子量と矛盾がないようにしてください。
- ・ 溶媒に不溶で分子量測定が不可能な場合は、その旨と合わせて設計分子量を記載してください。

### 5. 新規化学物質の単量体単位のモル比

- ・ 工業製品の誤差を考慮し、範囲で記載してください。
- ・ 構造式の単量体の記号（a、b、c・・・）と対応させてください。
- ・ 単量体のモル比の合計が 100 となるように記載してください。
- ・ 重量比と矛盾がないようにしてください。

### 6. 新規化学物質の単量体単位の重量比

- ・ 工業製品の誤差を考慮し、範囲で記載してください。
- ・ 構造式の単量体の記号（a、b、c・・・）と対応させてください。
- ・ 単量体の重量比の合計が 100 となるように記載してください。
- ・ モル比と矛盾がないようにしてください。

### 7. 新規化学物質の外観

- ・ 色と状態を記載してください。

### 8. 新規化学物質の用途

- ・ 用途についてはできる限り具体的かつ分かりやすい表現で記載し、併せて別表の用途番号（左欄の3桁の数字）を括弧書きで記載してください。用途が複数ある場合はそれぞれ記載してください。

### 9. 新規化学物質の純度及び不純物

- ・ 不純物を合わせた成分の合計が 100% となるように記載してください。
- ・ 不純物に官報公示整理番号がある場合は記載してください。
- ・ 不純物として 1 % 以上の新規化学物質を含む場合は確認を受けることができません。不明成分がある場合は 1 % 未満であることを確認の上、明記してください。

### 10. その他参考となるべき事項

- ・ C A S 番号があれば記載してください。C A S 番号が無い場合は「C A S 番号：無し」と記載してください。

#### 別紙（1）試験サンプルの純度、不純物及びその含有量

- 各試験で試験サンプルが異なる場合は、試験毎に試験サンプルの情報を記載してください。
- 試験サンプル入手方法は詳細に記載してください（入手日、製造元、輸入元等）。試験研究用に製造・輸入されたのであればその旨を明記してください。

#### 別紙（2）試験サンプルを構成する単量体の名称及び官報公示整理番号等、単量体単位のモル比及び重量比

- 単量体の名称の前に、対応する構造式の単量体の記号「a、b、c・・・」を記載してください。
- 単量体に官報公示整理番号がある場合は必ず記載してください。公示されていない場合には、判定通知書又は確認通知書の年月日を記載してください。
- 単量体にCAS番号がある場合は、その他番号の欄に記載してください。CAS番号が無い場合は「CAS番号：無し」と記載してください。
- 構造式は単量体の単位を括弧でくくり「a、b、c・・・」等の記号を記載してください。
- 構造式は官能基の名称などを略号表記しないようにしてください。（Me、Et、Bu、Ph、Ac等は不可）
- 構造式が不明な場合はその製法の概略を記載するとともに推定構造も記載し、懸念官能基等の有無が確認できる記載にしてください。
- モル比及び重量比は構造式の単量体の記号「a、b、c・・・」と対応してください。
- モル比及び重量比は単量体のモル比及び重量比の合計が100となるように記載してください。
- モル比と重量比に矛盾がないようにしてください。

#### 別紙（3）物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解試験結果

- 申出物質を代表しない試験サンプルで試験を行った場合は、確認を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。
- 測定不可能で該当なしの項目がある場合は、該当の欄に「-」を記入するとともに（注）として測定不可能である旨を記載する、等してください。
- 加水分解可能な側鎖を有する物質の場合は、直接分析の結果を記載してください。

#### 別紙（4）水・有機溶媒溶解性試験結果

- 測定不要な項目がある場合は該当欄に「-」を記載してください。

#### 別紙（5）分子量分布、分子量1,000未満成分の含有量等

- 申出物質の分子量範囲下限付近の試験サンプルで試験が行われていない場合は、申出物質の分子量1,000未満成分の含有量が1%を超えるおそれがあるため、確認を受けることができない場合がありますので、ご注意ください。
- 溶媒に部分溶解の場合は特殊な溶媒について検討した結果を記載してください。

#### 別紙（6）懸念官能基等の有無

- 懸念官能基の有無を判断するにあたっては、11ページの「懸念官能基について」を参考にしてください。
- 以下に該当するもの以外は、すべての懸念官能基等につき「有」「無」のいずれかを記載してください。  
➤ 水・有機溶媒溶解性試験において、水及びすべての有機溶媒に不溶の場合は、「ナトリウム、マグ

- ネシウム、カリウム又はカルシウム以外の金属」の項目以外は記載不要です。
- 水・有機溶媒溶解性試験において、水又はいずれかの有機溶媒に溶解した場合であって、申出物質の数平均分子量範囲の下限が 10,000 以上の場合は、「ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウム以外の金属」、「ヒ素」及び「セレン」の項目以外は記載不要です。

## 7. 申出書記載例

様式第10（第7条第1号関係）

### 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第6号に係る高分子化合物製造・輸入申出書

1. 新規化学物質の名称	アクリルポリマー100
2. 新規化学物質の構造式（不明の場合はその製法の概略）	$\left[ \begin{array}{c} \text{CH}_2 - \text{C}(\text{H}) - \text{C}(=\text{O})\text{OH} \\   \\ \text{C}=\text{O} \end{array} \right]_a \quad \left[ \begin{array}{c} \text{CH}_2 - \text{C}(\text{CH}_3) - \text{C}(=\text{O})\text{OH} \\   \\ \text{C}=\text{O} \end{array} \right]_b \quad \left[ \begin{array}{c} \text{CH}_2 - \text{C}(\text{H}) - \text{C}_6\text{H}_5 \\   \\ \text{C}_6\text{H}_5 \end{array} \right]_c$
3. 新規化学物質の数平均分子量	44,000~50,000
4. 新規化学物質の重量平均分子量	74,000~80,000
5. 新規化学物質の単量体単位のモル比	a : b : c = 40~50 : 25~35 : 20~30
6. 新規化学物質の単量体単位の重量比	a : b : c = 33~43 : 26~36 : 26~36
7. 新規化学物質の外観	白色固体
8. 新規化学物質の用途	プラスチック添加剤（用途番号：127）
9. 新規化学物質の純度及び不純物	純度：99%以上 不純物：トルエン（官報公示整理番号：3-2）：1%未満
10. その他参考となるべき事項	CAS番号：○○○○-○○-○

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第7条第1号の規定により、上記のとおり申し出ます。

令和〇年〇月〇日

○○○○○株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○  
東京都千代田区○○○○○○

厚生労働大臣  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

連絡担当者： 部署 品質保証部  
氏名 ○○ ○○

住所 〒100-8901 東京都千代田区○○○  
電話 ○○ (○○○○) ○○○○

## 別紙

新規化学物質の名称：アクリルポリマー 100

試験方法：平成 21 年厚生労働省、経済産業省、環境省告示第 2 号第 3 に定める試験方法

## (1) 試験サンプルの純度、不純物及びその含有量

純度	99.5 %以上
不純物及びその含有量	トルエン：0.5 %未満
試験サンプル入手方法	令和 5 年 10 月 20 日に自社にて試験研究用に製造

## (2) 試験サンプルを構成する単量体の名称及び官報公示整理番号等、単量体単位のモル比及び重量比

単量体の名称	官報公示整理番号	その他番号
a : アクリル酸	2-984	CAS 番号：79-10-7
b : メタクリル酸	2-1025	CAS 番号：79-41-4
c : スチレン	3-4	CAS 番号：100-42-5

構造式			
	$a : b : c = 45 : 30 : 25$		
モル比	$a : b : c = 45 : 30 : 25$		
重量比	$a : b : c = 38 : 31 : 31$		

(3) 物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解試験結果

試験番号	A-1
試験期間	令和5年11月1日～11月20日
試験実施施設	○○試験所
試験温度	40°C
被験物質の試験濃度	1,000 mg/L

試験液	D O C 变化			重量变化*2			I Rスペクトル变化			分子量分布变化						変化の有無		
	D O C 濃度 (mg/L)		有機炭素可溶化率(%)*1	重量 (mg)		重量変化率(%)	試験前	試験後	変化の有無	平均分子量 (平均値)				Mn	Mw	Mw/Mn		
	試験前	試験後		試験前	試験後					試験前	試験後	試験前	試験後					
	△ D O C	△ W		△ W	△ W					試験前	試験後	試験前	試験後	試験前	試験後	試験前	試験後	
pH=4.0	1.1	2.5	1.4	0.2					図2	無			4.5×10 <sup>4</sup>		7.7×10 <sup>4</sup>		1.7	無
	1.1	2.2	1.1	0.2					図3	無			4.4×10 <sup>4</sup>		7.8×10 <sup>4</sup>		1.8	無
pH=9.0	1.5	3.0	1.5	0.2					図4	無			4.5×10 <sup>4</sup>		7.4×10 <sup>4</sup>		1.6	無
	1.5	3.2	1.7	0.3					図5	無			4.6×10 <sup>4</sup>		7.5×10 <sup>4</sup>		1.6	無

\*1 有機炭素可溶化率 (%) = (△ D O C / 理論値\*) × 100 \*理論値 (648 mg/L) = 被験物質の試験濃度 (1,000 mg/L) × 有機炭素含有率 (64.8 %)

\*2 D O C の分析が適切でない場合は、重量変化について記載すること。

pH4.0 の試験液	種類*3	調製方法*4			試験液の pH	
	無機溶媒	リン酸水素二ナトリウム 12 水和物 ○○g 及び リン酸水素二カリウム ○○g を 1L の水で希釈して調製			試験前 : 4.0	試験後 : 4.0

\*3 TG111 に採用されている緩衝液又は無機溶媒を記載すること。

\*4 無機溶媒を使用した場合は、その調製方法を記載すること。

図1～5

※ I Rスペクトルを貼り付けて下さい。

(4) 水・有機溶媒溶解性試験結果

試験番号	A-2
試験期間	令和5年11月1日～11月5日
試験実施施設	○○試験所
試験温度	35°C

測定溶媒	DOC変化				重量変化*6				平均値 (%)	
	DOC濃度 (mg/L)			有機炭素 可溶化率 (%) *5	平均値 (%)	重量 (mg)		重量変化率 (%)		
	試験前	試験後	Δ DOC			試験前	試験後			
水	0.06	0.78	0.72	0.06	0.06					
	0.15	0.83	0.68	0.06						

\*5 有機炭素可溶化率 (%) = ( $\Delta \text{DOC} / \text{理論値*}$ ) × 100 \*理論値 (64.8 mg/L) = 被験物質の試験濃度 (1,000 mg/L) × 有機炭素含有率 (64.8 %)

\*6 DOC の分析が適切でない場合は、重量変化について記載すること。

測定溶媒	重量変化			
	重量 (mg)		重量変化率 (%)	平均値 (%)
	試験前	試験後		
テトラヒドロフラン	2000.1	0.0	2000.1	100.0
	2001.0	0.2	2000.8	100.0
ジメチルホルムアミド	—	—	—	—
	—	—	—	

(5) 分子量分布、分子量 1,000 未満成分の含有量等

試験番号	A-3
試験期間	令和5年11月6日～11月7日
試験実施施設	〇〇試験所
分子量分布図	図6
数平均分子量 (Mn)	46,000±2,000
重量平均分子量 (Mw)	78,000±3,200
Z 平均分子量 (Mz)	95,000±4,800
分散度 (Mw/Mn)	1.70
分子量 1,000 未満成分の含有率	0.05%
溶離液	テトラヒドロフラン
分子量換算方法	ポリスチレン換算

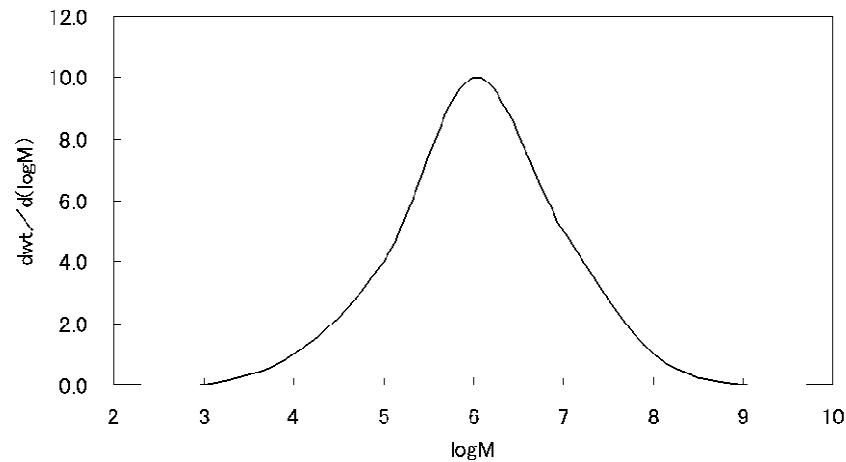


図6. 分子量分布図

(6) 懸念官能基等の有無

懸念官能基等	有無
ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウム以外の金属	無
ヒ素	無
セレン	無
炭素間二重結合	—
炭素間三重結合	—
炭素窒素間二重結合	—
炭素窒素間三重結合	—
アジリジル基	—
アミノ基	—
エポキシ基	—
スルホン酸基	—
ヒドラジノ基	—
フェノール性水酸基	—
フルオロ基	—

## 8. 軽微修正承諾書記載例

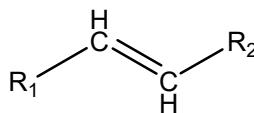
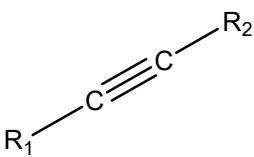
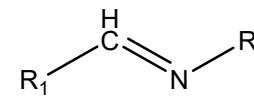
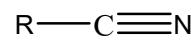
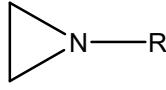
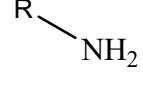
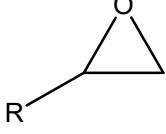
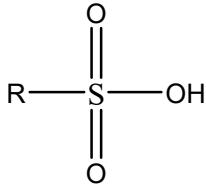
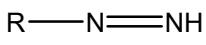
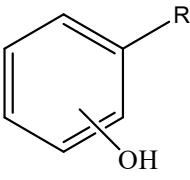
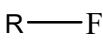
厚生労働大臣  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

○年○月○日付けをもって新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第7条第1項第1号の規定により申し出た化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第6号に係る高分子化合物製造・輸入申出書について、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、当局担当者による修正を認めます。

氏名又は名称及び法人にあつては、  
その代表者の氏名  
住所

(参考1) 懸念官能基について

「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」で定められている懸念官能基の構造は次のとおりです。

炭素間二重結合 	炭素間三重結合 
※ベンゼン環等の環状構造中に含まれる共役二重結合は含まない。	
炭素窒素間二重結合 	炭素窒素間三重結合 
アジリジル基 	アミノ基 
エポキシ基 	スルホン酸基 
ヒドラジノ基 	フェノール性水酸基 
フルオロ基 	

## (参考2) FAQ

Q1 (問) 申出を行うにあたって、参考とするべき法令は何ですか。

(答) 申出手続の方法については、以下の省令に定められています。また、高分子化合物の申出を行う場合には、申出しようとする物質が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める基準に該当するものでなければなりません。この基準は、以下の告示に規定されています。

・省令

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令」(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成30年厚生労働省・経済産業省・環境省令第5号) 第7条第1号

・告示

「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」

(平成21年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号)

「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準の一部を改正する件」

(平成30年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号)

Q2 (問) 申出を行ってから確認を受けるまで、どれくらい時間がかかりますか。

(答) 申出内容に不備等がなければ、申出案提出から1ヶ月程度で確認を受けることができる予定です。

Q3 (問) 同じ物質について、毎年度申出を行う必要がありますか。

(答) 一度確認を受ければ、再度申出を行う必要はありません。

Q4 (問) 高分子化合物の事前確認を受けた化学物質の名称は公示されますか。

(答) 名称は公示されません。

Q5 (問) 高分子化合物の事前確認を受ける場合でも、試験を行う必要がありますか。

(答) 物理化学的安定性試験、酸・アルカリに対する溶解性試験、水・有機溶媒に対する溶解性試験等、高分子フロースキームと同等の試験を行う必要があります。詳しくはQ1に記載の告示をご覧ください。

Q6 (問) 高分子化合物の事前確認を受けたものは、一般化学物質としての製造数量等の届出の対象となりますか。

(答) 確認を受けた物質は一般化学物質とはならないため、製造数量等の届出の対象とはなりません。

(参考3)「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」の解釈について

平成30年10月26日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

現在までに判定または確認を受けた高分子化合物の試験結果の解析に基づき、安定性試験及び溶解性試験の試験区並びに溶解性試験の溶媒について他の試験区及び溶媒から判断が可能であることが明らかになったことを受け、審査を合理化するため、「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準の一部を改正する件」(平成30年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号)を公布した。

今回の改正に伴い、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第3条第1項第6号に係る「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」(平成21年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「基準」という。)の解釈は以下のとおりとする。

なお、「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずる恐れのないものに関する基準の解釈について」(平成23年3月31日、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室)については平成30年10月26日をもって廃止する。

## 1. 高分子化合物について

物理化学的安定性試験、酸・アルカリに対する溶解性試験又は水及び有機溶媒に対する溶解性試験において、以下のア及びイに該当する場合、次の①及び②に当たるとみなし、基準第1に基づき高分子化合物に該当する。ただし、無機化合物は除く。

ア 水及び有機溶媒に対する溶解性試験並びに酸・アルカリに対する溶解性試験において、有機溶媒を除くいずれの試験溶媒に対しても、試験前後で1%を超える溶存有機炭素濃度(以下「DOC」という。)の変化(DOCの変化による判断が適切でない場合は、2%を超える被験物質の重量の変化)がない場合

イ 水及び有機溶媒に対する溶解性試験の有機溶媒に対して、試験前後で2%を超える重量変化がない場合

- ① 3連鎖以上の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満である。
- ② 当該申出物質の数平均分子量が1,000以上である。

2. 「第2 1 (1) ウ 試験液のいずれのpHにおいても、試験前後で被験物質の分子量の変化がないこと」について

物理化学的安定性試験において、試験前後で±10%を超える数平均分子量の変化がない場合、当該被験物質の分子量は変化していないものとみなす。

3. 第3 3 (1) ケの「やむを得ない理由がある場合は、この限りではない」について  
物理化学的安定性試験において、「やむを得ない場合」には次の内容が含まれる。

- ・試験後、緩衝液の影響と思われる変化が認められる場合には、塩酸、水酸化ナトリウム等で処理することにより、緩衝液による影響を取り除いて分析すること。

4. 新規化学物質の単量体単位のモル比について

各単量体について、申出物質におけるモル%が被験物質におけるモル%の±15モル%以内（例えば、被験物質におけるある単量体のモル%が50モル%の場合には、申出物質における当該単量体のモル%が35～65モル%の範囲内にあるとき）にある場合、当該申出物質と被験物質の単量体単位のモル比を同一とみなす。

別表

化学物質用途分類表

用途 番号	用途分類
101	中間物
	溶 剤
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤
104	金属洗浄用溶剤
105	クリーニング洗浄用溶剤
106	その他の洗浄用溶剤(104 及び 105 に掲げるものを除く。)
107	工業用溶剤 (102 から 106 までに掲げるものを除く。)
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤
109	その他の溶剤(102 から 108 までに掲げるものを除く。)
	溶 剂 以 外
110	化学プロセス調節剤
111	着色剤( 染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。)
112	水系洗浄剤( 工業用のものに限る。)
113	水系洗浄剤( 家庭用又は業務用のものに限る。)
114	ワックス( 床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)
115	塗料又はコーティング剤
116	インキ又は複写用薬剤
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤
118	殺生物剤( 成形品に含まれるものに限る。)
119	殺生物剤( 工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。)
120	殺生物剤( 家庭用又は業務用のものに限る。)
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料
122	芳香剤又は消臭剤
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料
125	合成繊維又は繊維処理剤
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤
129	皮革処理剤
130	ガラス、ほうろう又はセメント

131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤
133	金属製造加工用資材
134	表面処理剤
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤
137	金属等加工油又は防鏽油
138	電気材料又は電子材料
139	電池材料(一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。)
140	水処理剤
141	乾燥剤又は吸着剤
142	熱媒体
143	不凍液
144	建設資材又は建設資材添加物
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤
146	分離又は精製プロセス剤
147	燃料又は燃料添加剤
	上記以外
198	その他の原料、その他の添加剤
199	輸出用